

一般社団法人日本デフバレーボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類は準備中

審査項目 通し番号	原則	審査項目	2021年度	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	理事会議事録としてはないが、デフカップ（全国大会）において、長期ビジョンの公表を行っている。 2021年度までに、GCに基づき整備する予定である。	
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	当協会の運営に必要な専門性を備えた人材の確保に努めている。 育成計画は策定していない。 2021年度までに、GCに基づき整備する予定である。	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	当協会の自己財源には、会費と主催大会の参加費および企業からの協賛金で賄っている。この協賛金は自主財源の確保という観点から財務の健全性確保にも重要な役割を果たしている。 日本代表活動にはJSCの助成金申請により運営している、その他、クラウドファンディングを行っているが知名度の低さから集金は厳しい状況である。 こうした計画の策定に際しては、関係の役職員から幅広く意見を募っている。	
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	外部理事及び女性理事の目標割合については、それぞれ25%、40%と設定している。 次期役員（任期:2021-2022年度）改選時には、女性理事の割合を現行以上に高めるように努める。また、次々期役員（任期:2023-2024年度）改選時には、GCに掲げられた数値を達成することを目標とする。	定款 役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	評議員の設置は現在考えていない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	代表チームを中心とした、アスリート委員会を設置している。 年に1回は委員会を開催し、アスリートの要望を吸い上げるように努めている。 男女チームそれぞれにいいを設置し、多様性を確保している。	アスリート委員会規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在の理事は7名で構成している、内、女性2名を配置している。 日本代表経験者、公認スポーツ指導者の有資格者、本業での職種など様々な経験者で構成している。 理事会の規模は適正で実効性を確保しているが、女性役員の増加を検討している。	定款、役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	理事就任の際の年齢制限は現在設けていない。 2021年度までにGCに基づき整備する予定である。	
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。		理事在任期間と再任回数の上限は設けていない。 2021年度までに、GCに基づき整備する予定である。 【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	2021年度	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	団体規模や活動内容において、独立した諮問委員会は設置していない。 広く役員候補者を公募し、公平な立場で適切な人材を理事会で選考している。	定款
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	協会及び役員が法令を遵守するための規程は現在ない。 2021年度までに、GCに基づき整備する予定である。	
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、組織運営に必要な規程を整備している。	定款 組織権限 職務分掌 謝金・旅費
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人業務に関する各種規程を整備している。	定款、組織規程 相談窓口設置規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	謝金・旅費に関する規定を整備している。	謝金・旅費規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	法人の財産は助成金による購入品がほとんどであり、JSC規定に従っている。	【JSC手引き】
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	財政基盤のほとんどは助成金によるものである。 団体としての規程を整備している。	定款
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	選手選考の規程を整備している。	スタッフ・選手選考規程
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員を先行する立場にないことから、適用対象外。	
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	会計事務所、行政書士事務所のサポートを日常的に得られる体制を確保している。	顧問契約書
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	組織の規模から、委員会の整備は行っていないが、理事全員で同等の運営を行っている。	
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	団体の規模から、専門の有識者を確保することは厳しい。 将来的には何らかの形で配置することを目標としている。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	2021年度	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	コンプライアンス研修の時間を特に設けることはないが、理事会において、適宜コンプライアンスについての意識提起を行っている。	
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手・指導者には合宿でのミーティング時間を使い、コンプライアンス研修の時間を年に最低1回設けている。	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判に対し、指導する立場にないことから対象外	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	会計事務所、行政書士事務所のサポートを日常的に得られる体制を確保している。	顧問契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	会計に関する取引を正確に処理し、財政状況・正味財産の増減を報告している。	決算報告書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国費による補助金等の利用に関しては、それぞれの審査基準やガイドラインを遵守し、適正な処理に努めている。また、定期的に関係省庁等による監査を受けている。	JSCガイドライン
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	財務情報等について、協会HPにより法令に基づく開示を行っている。	決算報告書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考に関する情報は公表していないが、要求があれば開示する体制は整えている。	スタッフ・選手選考基準
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコード（自己説明）の公表を行っている。	遵守事項の自己説明
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	契約締結の際には、利益相反の有無という観点からの確認を実施している。	
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	現在規定はない。 2021年度までに、GCに基づき整備する予定である。	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	暴力行為等の相談窓口を協会内部に設置している。	
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	相談窓口に通報があった場合には、障がい者スポーツ協会と連携して対応できる体制となっている。	スポーツにおける暴力行為等相談窓口について (JDVA)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	2021年度	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	懲罰に関する規定は未整備である。 対象事案が発生した際は、理事会にて協議・対応する。 2021年度までに、GCに基づき整備する予定である。	
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	懲罰に関する規定は未整備である。 対象事案が発生した際は、理事会にて協議・対応する。 2021年度までに、GCに基づき整備する予定である。	
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）によるスポーツ仲裁を利用できるよう、2021年度までに自動応諾条項を整備する。	
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	これまで処分事例の発生はないが、処分を下す際には、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁制度の利用が可能であることを処分対象者に書面で通知する。	
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	有事発生の際の緊急連絡網の構築を進める。 危機管理マニュアルを2021年度中を目途に策定する予定である。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	不祥事の定義は次のとおりとしており、 1) 法令に違反していると判断される事案 2) 社会規範に違反していると判断される事案 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、再発防止策の提言等を危機管理マニュアルに盛り込む予定である。 なお、この定義に照らしても、過去4年以内に不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年以内に不祥事は発生していないため、この項目は該当しないが、外部調査委員会を設置する場合は検討したい。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	会員団体に対して、権限関係にない。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	会員団体に対して、ガバナンス確保、コンプライアンスの強化等について、情報提供を行っていく。	